

平成 28 年 7 月 28 日

[REDACTED] 接骨院

院長 [REDACTED] 様

〒 [REDACTED]

[REDACTED]  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

新潟保険金サービス第二課

電話 [REDACTED]  
[REDACTED]

ご連絡

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成 28 年 7 月 15 日付けで貴院より「交通事故患者、「M」氏の初期対応についてのご照会」と題する文書をお送りいただきましたので、以下にご回答申し上げます。

1 照会 1 について

当社の認識は以下のとおりです。

平成 28 年 5 月 24 日、「M」様から当社 [REDACTED] に電話があり、その後、当社 [REDACTED] が [REDACTED] 先生にお電話をしました。その際、当社 [REDACTED] より、当社の目安料金での施術をお願いしたところ、[REDACTED] 先生より、協同組合の目安表に基いて施術をしたいとのお話をいただきました。

その後、当社 [REDACTED] が「M」様にお電話をし、まずは整形外科を受診していただきたいこと、当社の目安料金で施術をする接骨院があることをご案内しました。

2 照会 2 について

当社が貴院（[REDACTED] 先生）に対して、当社の目安料金での施術をお願いしたことはございますが、一方的に押し付けたという認識はございません。

3 照会 3 について

当社が「担当 [REDACTED] が紹介する医療機関でなければ治療費を払えないと対応」したり、貴院が「治療は認められないと [REDACTED] 氏に一歩的に否認されている」という認識はございません。

「M」様は、結果的に、整形外科にのみ通院され、接骨院には通院されなかったようです。一般的に、整形外科を受診せずに接骨院のみ受診される被害者の方へは、整形外科も受診するようお願いをしており、本件でも、「M」様に対して同様のお願いをしました。また、接骨院の施術費について、当社がお願いした金額と、貴院（[REDACTED] 先生）の基準に基づく金額が一致しなかったため、当社がお願いしている目安表で施術をしている接骨院があるということを「M」様にお伝えしましたが、貴院で施術を受けてはいけないという趣旨のことを「M」様にお伝えしたことはございません。

よって、当社としては、受診妨害をしたという認識はございません。また、今後についてお話し合いや説明をさせていただくことについては、答かではないと考えておりますので、念のため、申し添えます。

以上の通り、ご回答申し上げます。よろしくお願ひいたします。

敬具